

議案第105号

つくば市市民活動センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市市民活動センター条例の一部を改正する条例

つくば市市民活動センター条例（平成13年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第4条第2項を削る。

第8条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用する」を「別表に定める使用料を使用する」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第9条を次のように改める。

（使用料の不還付）

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条中「利用する者」を「使用する者」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第13条中「利用者」を「使用者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第14条から第16条までを削り、第17条を第14条とする。

別表使用区分の項中「利用料金」を「使用料」に改め、同表コピー機（モノクロ）の項、コピー機（カラー）の項及びパソコンプリンターの項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のつくば市市民活動センター条例の規定によりされた申請、許可その他の行為は、この条例による改正後のつくば市市民活動センター条例の相当規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

（提案理由）

令和3年（2021年）4月1日より、市民活動センターの管理運営を指定管理者から直営とするため、この条例案を提出するものである。

## つくば市市民活動センター条例（平成13年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （休館日）</p> <p>第3条（略） 2（略）</p> <p>（開館時間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条—第7条（略） （<u>使用料</u>）</p> <p>第8条 別表に掲げる附属設備の使用の許可を受けたものは、<u>別表に定める使用料を使用する</u> _____際に納付し なければならない。</p>	<p>第1条・第2条（略） （休館日）</p> <p>第3条（略） 2（略）</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の利便の向上を図る必要がある、かつ、前項の規定により市長が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、第1項に定める休館日にセンターを臨時に開館することができる。</u></p> <p>（開館時間）</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要がある、かつ、同項ただし書の規定により市長が行う開館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、センターの開館時間を臨時に延長することができる。</u></p> <p>第5条—第7条（略） （<u>利用料金</u>）</p> <p>第8条 別表に掲げる附属設備の使用の許可を受けたものは、<u>指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用する際に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p>

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条・第11条 (略)

(原状回復の義務)

第12条 センターを使用する者 (以下「使用者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。

(1)・(2) (略)

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、前条第1項の許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により使用できなかったときは、利用料金を還付することができる。

第10条・第11条 (略)

(原状回復の義務)

第12条 センターを利用する者 (以下「利用者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。

(1)・(2) (略)

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設等及び物品の維持管理に関すること。

(2) 第2条各号に掲げる事業に関すること。

(3) 第6条第1項の規定により施設等の使用の許可をすること又は第7条の規定により使用の許可をしないこと。

(4) 第11条の規定により、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは使用

の停止を命じ、又はセンターからの退館を命じること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(指定管理者の指定の取消し等の場合における措置)

第15条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第8条第1項及び第9条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「市長」と、附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 市民の平等な利用を確保すること。

(3) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(4) センターの施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこ

(委任)

第14条 (略)

附則 (略)

別表 (第8条関係)

使用区分	単位	使用料	備考
コピー機 (モノクロ)	1枚	10円	日本産業規格A列3番以内
コピー機 (カラー)	1枚	50円	日本産業規格A列3番以内
パソコンプリンター	1枚	10円	日本産業規格A列3番以内
印刷機	1版	50円	用紙は、持参とする。

と。

(委任)

第17条 (略)

附則 (略)

別表 (第8条関係)

使用区分	単位	利用料金	備考
コピー機 (モノクロ)	1枚	10円	日本工業規格A列3番以内
コピー機 (カラー)	1枚	50円	日本工業規格A列3番以内
パソコンプリンター	1枚	10円	日本工業規格A列3番以内
印刷機	1版	50円	用紙は、持参とする。